

路外駐車場管理規程（変更）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

駐車場管理者の氏名 千葉県木更津市〇〇〇〇〇

又は名称及び住所 〇 〇 〇 〇 〇 印

駐車場法第13条（第1項・第4項）の規定により、別添のとおり管理規程を（定め）変更したので届け出ます。

1. 駐車場の名称 〇〇〇 駐車場
2. 駐車場の位置 木更津市〇〇〇〇〇
3. 供用開始日（変更日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 管理規程 （別添のとおり）

<管理規程に定めるべき事項>

1. 路外駐車場の名称

2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

3. 路外駐車場の供用時間に関する事項

休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻

4. 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は上限額をもって定めねばならない

また、額の基準は

- (1) 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと
- (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと
- (3) 利用する者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること

5. 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない

6. その他

(1) 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車

(2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

※ 管理規程の変更

管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない